

別表第2(基本使用料表)

区分			金額(円)		
公園施設を設ける場合	公募によらないとき		1平方メートル年額	1,830	
	公募によるとき		1平方メートル年額1,830円を下回らない額で当該公募により決定した額		
公園施設を管理する場合	公募によらないとき		1平方メートル年額	2,660	
	公募によるとき		1平方メートル年額2,660円を下回らない額で当該公募により決定した額		
都市公園を占用する場合	道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項第1号及び第2号に掲げる工作物又は物件を設ける場合		岡崎市道路の占用に関する条例(昭和29年岡崎市条例第10号)第4条第1項の規定の例により計算した額		
	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物		1平方メートル日額	20	
	その他		1平方メートル年額	510	
都市公園において行為をする場合	物品の販売、募金その他これらに類する行為をする場合		1平方メートル日額	50	
	業として写真の撮影をする場合		日額	550	
	業として映画の撮影その他これに類する行為をする場合		日額	5,550	
	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合		1平方メートル日額	20	
有料公園施設を利用する場合	異閣	集会室	平日	午前	3,300
				午後	3,850
				夜間	3,850
				全日	9,900
				延長時間30分につき	650
			土曜日、日曜日及び休日	午前	3,850
	午後	4,400			

			夜間	4,400
			全日	11,000
			延長時間30分につき	650
葵松庵	平日		午前	3,300
			午後	4,400
			夜間	4,400
			全日	11,000
			延長時間30分につき	650
	土曜日、日曜日及び祝日		午前	3,850
			午後	4,950
			夜間	4,950
			全日	12,100
			延長時間30分につき	650
城南亭	桜の間	平日	午前	1,100
			午後	1,650
			夜間	1,650
			全日	3,850
			延長時間30分につき	210
		土曜日、日曜日及び祝日	午前	1,310
			午後	1,860
			夜間	1,860
			全日	4,400
			延長時間30分につき	210
	藤の間	平日	午前	1,100
			午後	1,650
			夜間	1,650
			全日	3,850
			延長時間30分につき	210
土曜日、日曜日及び祝日		午前	1,310	

			日	午後	1,860	
				夜間	1,860	
				全日	4,400	
				延長時間30分につき	210	
岡崎城二の丸能楽堂	平日			午前	3,310	
				午後	4,360	
				夜間	4,360	
				全日	10,880	
				延長時間30分につき	630	
	土曜日、日曜日及び祝日				午前	4,050
					午後	5,430
					夜間	5,430
					全日	13,440
					延長時間30分につき	630
岡崎城三河武士のやかた家康館	岡崎城の利用のとき	一般		大人1回	300	
				こども1回	150	
		団体		大人1回	240	
				こども1回	120	
		割引		大人1回	250	
				こども1回	120	
	三河武士のやかた	通常の場合	一般		大人1回	400
					こども1回	200
			団体		大人1回	320
					こども1回	160
			割引		大人1回	350
					こども1回	170
			特別の企画に基づく展示を行う場合		市長がその都度定める額	

		康館の利用のとき				
		共に利用のとき	通常の場合	一般	大人1回	650
					こども1回	320
				団体	大人1回	520
					こども1回	260
				割引	大人1回	550
					こども1回	270
			特別の企画に基づく展示を行う場合	市長がその都度定める額		
岡崎城公園駐車場	普通利用	バス	昼夜	混雑期以外の期間	1台1回につき	2,000
				混雑期	1台1回につき	3,000
			深夜	1台1回につき	1,000	
		乗用車	昼夜	混雑期以外の期間	1台30分以内につき	150
				混雑期	1台30分以内につき	300

		深夜	1台30分以内につき	50
	回数券利用			2,000
岡崎城公園電源設備			1個1時間につき	100
籠田公園野外ステージ			昼間	430
			夜間	650
籠田公園電源設備			1個1時間につき	100
東公園野外ステージ			昼間	430
			夜間	650
等澗 ^{じゅあん} ・南北亭	平日		午前	2,200
			午後	2,750
			夜間	3,300
			全日	6,600
			延長時間30分につき	550
	土曜日、日曜日及び祝日		午前	2,520
			午後	3,070
			夜間	3,620
			全日	6,920
			延長時間30分につき	550
境公園野球場照明設備			1面30分につき	1,490
六名公園運動場照明設備			1面30分につき	1,170
明神橋公園運動場照明設備			1面30分につき	1,270
日名公園運動場照明設備			1面30分につき	1,700
出会いの杜公園電源設備			1個1時間につき	100
中央緑道電源設備			1個1時間につき	100
乙川河川緑地電源設備			1個1時間につき	100

備考

- この表中「午前」、「午後」、「昼間」、「夜間」又は「全日」の利用時間の単位は、規則で定めるところによる。
- この表中岡崎城及び三河武士のやかた家康館の「団体」又は「割引」の区分は、

規則で定めるところによる。

- 3 この表中岡崎城及び三河武士のやかた家康館の「大人」とは中学生以上の者をいい、「こども」とは5歳以上の者をいう。
- 4 この表中「平日」とは、土曜日、日曜日及び祝日以外の日をいう。
- 5 この表中「祝日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 6 基本使用料を計算する場合において、金額を計算する単位未満の端数があるときは、これを切り上げて計算する。ただし、金額を計算する単位が1年であるものについて、その許可を受けた期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 7 備考6ただし書の規定により基本使用料の額を計算する場合においては、この表の金額の欄に定める額に、使用を許可した期間の1年未満の端数の月数を12で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 8 岡崎城公園駐車場の区分の「普通利用」とは、回数券利用以外の利用とし、「回数券利用」とは、普通利用の区分の基本使用料について、1片につき150円相当額として利用することができるもの15片の回数券を、規則で定めるところにより、あらかじめ購入することによる利用をいう。
- 9 岡崎城公園駐車場の普通利用の区分の「昼夜」とは午前7時から午後10時までをいい、「深夜」とは午後10時から翌日の午前7時までをいう。
- 10 岡崎城公園駐車場の普通利用の区分の「混雑期」とは、岡崎城公園駐車場の混雑が予想される期間として市長が定める期間をいう。
- 11 岡崎城公園駐車場の基本使用料は、次に掲げるとおり計算するものとする。
 - (1) 乗用車の駐車場の利用時間が深夜に引き続く場合又は深夜から引き続く場合において、30分単位の利用時間が深夜前及び深夜又は深夜及び深夜後になるときの使用料の計算は、深夜前及び深夜にあつては深夜前の利用とし、深夜及び深夜後にあつては、深夜の利用として計算する。
 - (2) 24時間までごとに、バスにあつては3,000円、乗用車にあつては1,500円をもつて上限とする。ただし、当該24時間までごとの利用時間に混雑期の区分(混雑期

である日の午前零時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間を含む。)が含まれる場合は、この限りでない。

- 12 岡崎城公園駐車場の基本使用料の支払に、備考8に規定する回数券又は規則で定める利用券を使用し、その額面未満の支払をする場合、その差額の返金はしないものとする。
- 13 岡崎城公園電源設備、籠田公園電源設備、出会いの杜公園電源設備、中央緑道電源設備及び乙川河川緑地電源設備の基本使用料は、1日につき500円(第10条第2項ただし書の規定が適用される場合にあつては、1,000円)をもつて上限とする。